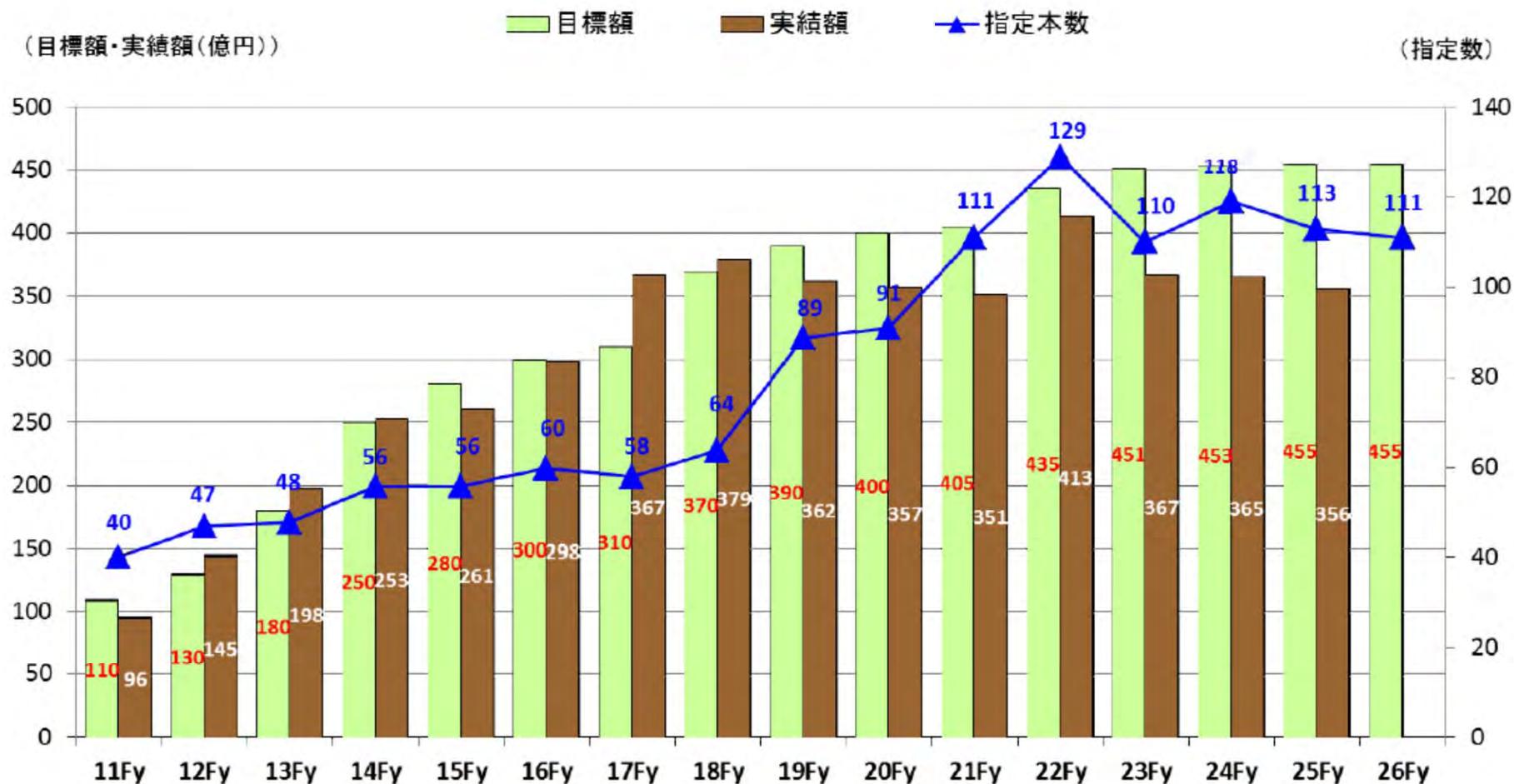


図 21

SBIRに基づく特定補助金の推移

2.(1) -2



平成11年度～ 5省庁参加（経産省、総務省、文科省、厚労省、農水省）

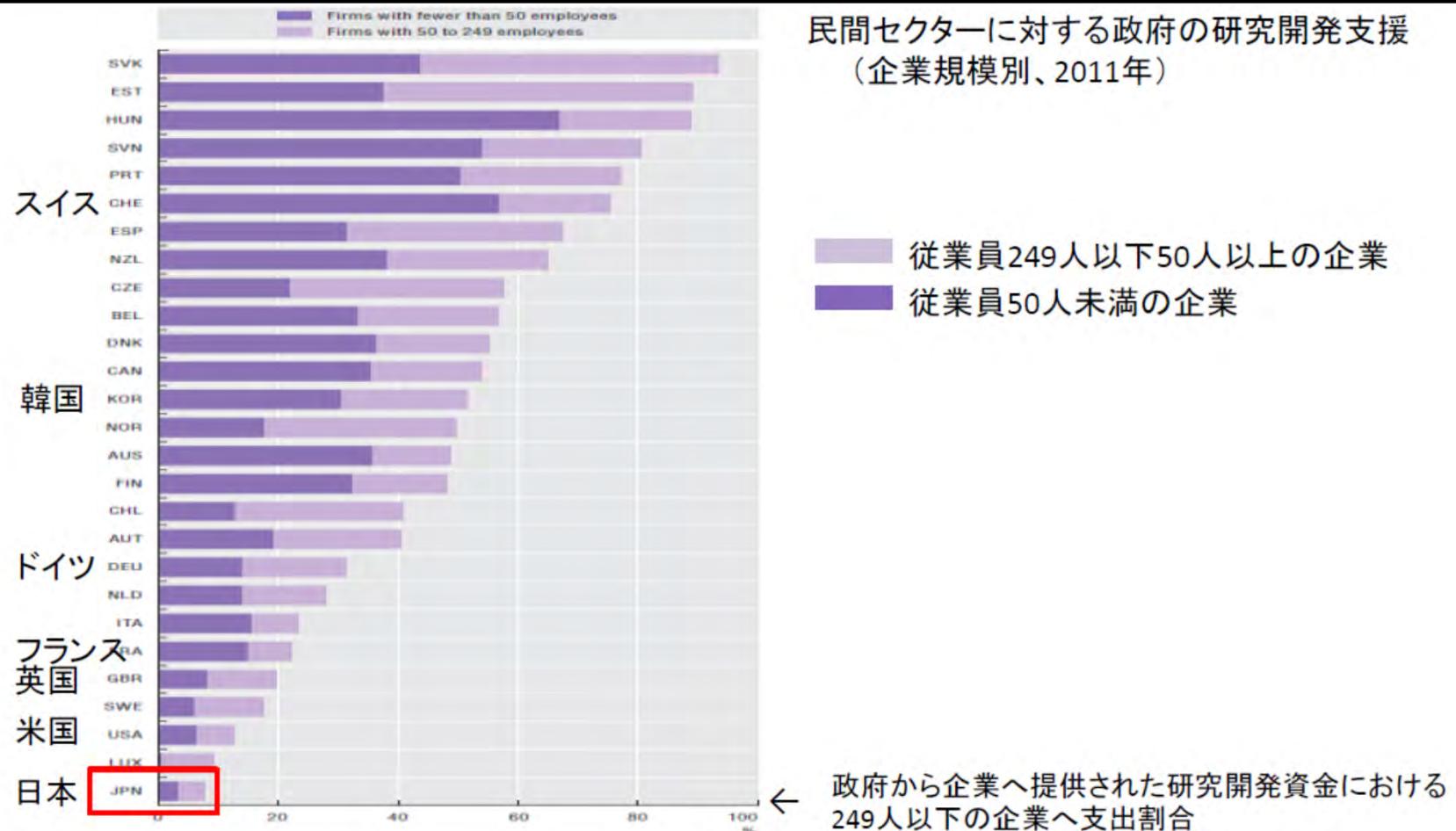
平成13年度～ 6省庁参加（環境省参加）

平成17年度～ 7省庁参加（国交省参加）

特定補助金等の交付を受けた中小企業は、平成24年度まで延べ約34,000社

※25年度実績額は見込値

○我が国は先進諸国と比較しても、政府から企業へ提供された研究開発資金における中小企業の割合が低い。



(出所)OECD Science, Technology and Industry Scoreboard 2013

出典：経済産業省 産業構造審議会産業技術環境分科会 研究開発・評価小委員会 中間取りまとめ（案）参考資料（2014）

- 米国のSBIR制度は、米国中小企業局の強い権限の下でコーディネイトされており、予算の総額は、およそ22億ドルに達している。

1982年にThe Small Business Innovation Development Actを根拠法とし、制定された制度。1億ドル以上の年間外部研究開発予算を持つ省庁(11省庁)はSBIRプログラムにその予算の規定の割合(1983年度には0.2%だったが、徐々に拡大して1997年度は2.5%、2017年度には3.2%になる予定)を供出することが定められており、総額はおよそ22億ドルに達している。米国中小企業局(SBA)が強い権限を持ち、各省庁のSBIRにおける取り組みをコーディネートしている。

【目的】

- ① 技術革新を促すこと
- ② 中小企業の能力を活用して連邦政府の研究開発ニーズを満たすこと
- ③ マイノリティや障害者の技術革新への参加を促すこと
- ④ 研究開発成果の商業化の促進を図ること

【SBIR応募要件】

- ・ アメリカ国籍を持つ人によって所有され、独立した運用がされている企業であること
- ・ 営利企業であること
- ・ SBIRにおける研究開発の主任研究員が従業員として雇用されていること
- ・ 従業員規模は500人以下であること